

改定版素案

# 八雲町新型インフルエンザ等対策行動計画



令和 年 月

八 雲 町

# 目 次

---

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義・背景 .....	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 .....	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況 .....	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 .....	2
第3節 政府・北海道の感染症危機管理の体制の強化 .....	3
第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 .....	4
第1節 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 .....	4
第2節 新型コロナウイルス感染症への対応 .....	6
第3節 町行動計画改定の目的 .....	9
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 .....	10
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等 .....	10
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 .....	10
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....	11
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ .....	13
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 .....	16
第5節 対策推進のための役割分担 .....	19
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 .....	22
第1節 町行動計画における対策項目等 .....	22
第3章 町行動計画の実効性確保等 .....	26
第1節 町行動計画の実効性確保 .....	26
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 .....	27
第1章 実施体制 .....	27
第1節 準備期 .....	27
第2節 初動期 .....	28
第3節 対応期 .....	29
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	30
第1節 準備期 .....	30
第2節 初動期 .....	32
第3節 対応期 .....	33
第3章 まん延防止 .....	34
第1節 準備期 .....	34
第2節 初動期 .....	35
第3節 対応期 .....	36
第4章 ワクチン .....	38

第 1 節 準備期 .....	38
第 2 節 初動期 .....	40
第 3 節 対応期 .....	41
第 5 章 保健 .....	43
第 1 節 準備期 .....	43
第 2 節 初動期 .....	44
第 3 節 対応期 .....	45
第 6 章 物資 .....	46
第 1 節 準備期 .....	46
第 2 節 初動期 .....	47
第 3 節 対応期 .....	48
第 7 章 住民の生活及び地域経済の安定の確保 .....	49
第 1 節 準備期 .....	49
第 2 節 初動期 .....	50
第 3 節 対応期 .....	51
用語集 .....	53

# 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義・背景

---

## 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

---

### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに対する直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することや発生そのものを阻止することは困難であることから、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定され、パンデミックを予防するためにも「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。これら分野横断的な課題に取り組むワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

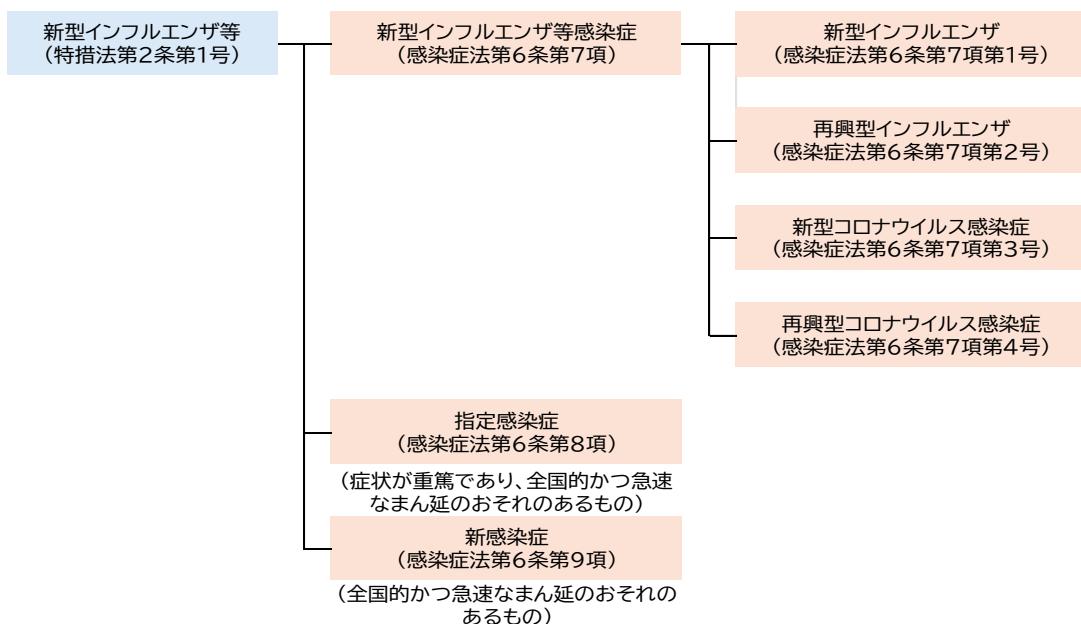
また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の新感染症についても、その感染性の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとして、平成24年（2012年）4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定した。

特措法は、病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定め、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### ■特措法の対象となる新型インフルエンザ等



### 第3節 政府・北海道の感染症危機管理体制の強化

#### （1）政府の感染症危機管理体制の強化

政府は、これまでの体制から感染症危機に対応する国の司令塔機能を強化するため、内閣法（昭和22年法律第5号）を改正し、令和5年9月に感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織として内閣官房に内閣感染症危機管理体制（以下「統括庁」という。）を設置し、併せて、厚生労働省に感染症対応能力を強化するため感染症対策部を設置した。

さらには、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織として令和7年4月に国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）を設置した。

#### （2）北海道の感染症危機管理体制の強化

北海道においても感染症危機への備えや新興感染症の発生の疑いを探知した場合等における初動体制への円滑な移行のため、令和6年5月から「感染症対策庁内連携会議」を常設し、平時から感染症の発生状況等の関連情報や感染症対策に係る研修・訓練の実施状況の共有など体制の整備を行うこととした。

今後、国内外での新型インフルエンザ等の発生の疑いを探知した場合には、「北海道新型インフルエンザ等対策連絡本部」（以下「北海道対策本部」という。）を設置し、医療機関や関係団体とも連携しながら、有事を想定した新型インフルエンザ等対策を迅速かつ適確に講ずることができるよう準備を進めるとともに、政府対策本部が設置された場合には、特措法第22条に基づく「北海道新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、必要な措置を実施することとしている。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

---

### 第1節 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

特措法が制定される以前からも、我が国では、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでおり、平成17年に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じた「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、北海道においても、政府の行動計画を基本として、同年12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

平成23年には、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を踏まえて、今後、病原性の高い新型インフルエンザの発生及びまん延に備えるため、新型インフルエンザ対策行動計画の改定が行われるとともに、対策の実効性をより高めるため、平成24年4月に特措法が制定された。

特措法では、第6条に新型インフルエンザ等の発生に備えた対策の実施に関する計画として政府行動計画を定めることがはじめて規定され、政府は、平成25年6月に政府行動計画を策定し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、各発生段階（海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期）における実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、医療、国民生活及び国民経済の安定の確保等の総合的な対策を国、地方公共団体及び事業者等が連携・協力して推進することが盛り込まれた。

北海道においても同年10月に特措法第7条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や北海道が実施する措置等を定めるとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めた北海道行動計画を策定した。

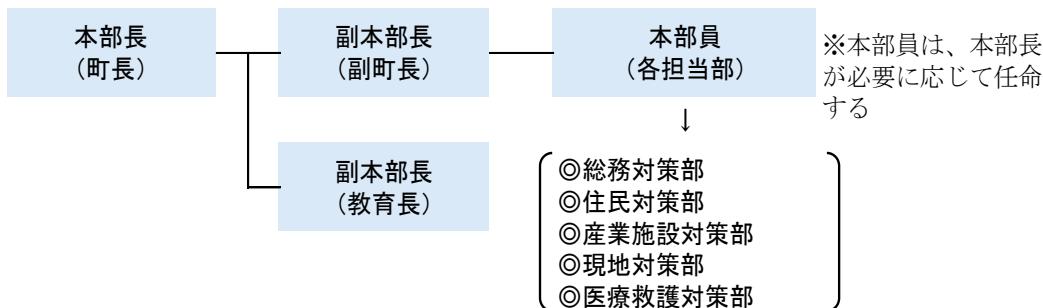
八雲町（以下「町」という。）においても、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び北海道行動計画を基本として、町内の医師・医療関係者、関係機関で構成される八雲町保健医療対策協議会やパブリックコメントにより広く住民の意見を聴いた上で、平成26年11月に「八雲町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定した。

町行動計画では、町における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を定めるとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、住民に最も近い行政として、地域住民に対する感染対策の周知、ワクチンの接種及び接種体制の確保、要援護者への支援、事業者及び住民生活に対する経済的支援等の対策において国や北海道と綿密に連携を図りながら実施することを規定した。

さらには、町行動計画の実行性を高めるため、令和2年2月には、府内における新型インフルエンザ等対応マニュアルを策定し、感染症対策の組織体制の整備や関係部署が担う役割の明確化を図った。

## ■町行動計画（平成 26 年 11 月）の概要と実施体制

### ◎町対策本部の体制



（令和 2 年 2 月策定新型インフルエンザ等対応マニュアルより抜粋）

### ◎行動計画の主要 6 項目

1) 実施体制	2) サーベイランス・情報収集	3) 情報提供・共有
①発生前は府内関係課長会議により、発生時に備えた準備 ②国及び北海道が対策本部を設置した場合は、府内関係課長会議により、各種対策の検討 ③政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合は、町対策本部を設置	①新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析	①インターネットを含めた多様な媒体を用いて、わかりやすく、迅速に情報提供 ②町民からの相談に応じるための相談窓口の設置
4) 予防・まん延防止	5) 医療	6) 町民生活及び町民経済の安定の確保
①マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及・啓発 ②国及び北海道が行う不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の感染拡大防止策への協力 ③登録事業者等への特定接種や町民を対象とした住民接種の体制整備と予防接種の実施	①北海道が実施する医療提供体制の整備への協力	①対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄、施設及び設備の整備 ②要援護者への生活支援、水の安定供給、生活関連物資価格の安定等の確保

## 第2節 新型コロナウイルス感染症への対応

### （1）海外発生期から国内発生早期（第1波（令和2年6月頃））まで

#### ① 国及び北海道における発生と初動対応

令和元年12月末に中華人民共和国湖北省武漢市で初めて発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、我が国においても令和2年1月15日に確認され、同月28日、北海道内においても初めて感染者が確認された。

国は直ちに、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症に指定し、また、感染者の確認を受け、直ちに新型コロナウイルス感染症対策本部を設置する等の初動対応を講じた。

とりわけ、北海道においては、全国に先駆けた北海道独自の緊急事態宣言を発出し、週末の外出自粛などを要請したほか、学校の一斉臨時休業を道内全域において実施し、感染拡大防止における水際対策をいち早く講じた。

しかし、3月以降に全国的に新規感染者数が増加したことを受け、政府は、4月7日に特措法に基づく緊急事態措置を発出し、5月25日までの間、対象地域における外出自粛要請や休業要請を実施する等の感染拡大防止策を講じた。

緊急事態宣言の全面解除に伴い、国及び北海道は、新型コロナウイルス感染症を前提とした新たな生活様式を実践し、感染対策と社会経済活動の両立を図る方向性を示した。

#### ② 町内における発生と初動対応

町内においては、令和2年2月27日に初めて町内で感染者が確認されたことを踏まえて、同日に町長を本部長とする特措法に基づかない任意の町対策本部を設置した。

2月28日には、国の方針に基づき、町内の小・中学校の一斉臨時休業を実施し、また4月7日には、国の緊急事態宣言を踏まえ、特措法の規定に基づく町対策本部を設置（任意の町対策本部からの継続）し、住民に対し不要不急の外出の自粛や感染予防対策の周知、町内各施設の当面の閉館を実施し、感染拡大防止対策を図った。

5月26日には、町内においてマスクの購入が困難である状況に鑑みて、町独自のマスク配布事業を実施し、全世帯にマスクを配布する等の緊急対策を速やかに行った。

緊急事態宣言の全面解除以降においては、国による新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」及び北海道の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針に基づく「新北海道スタイル」の実践による感染拡大防止策を住民に対し周知を行った。

## （2）国内感染期（第2波（令和2年7月頃）から第7波（令和4年9月頃））

### ① 国及び北海道における感染状況と対応

1回目の国による緊急事態宣言の全面解除後は、国による「新たな生活様式」及び北海道による「新北海道スタイル」の実践を進め、国内においては、3密（密集、密接、密閉）の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染対策、職場では、テレワーク、時差通勤及びオンライン会議の推奨等が進められ、同時に、国内需要喚起策として各種経済対策が行われることとなった。しかし、令和2年10月頃から感染者数は再び増加に転じ、以降、変異株の出現や集団感染の発生とともに感染の波（令和4年9月までにおよそ7回）発生し、合計4回の国による緊急事態宣言と2回のまん延防止等重点措置が発出されることとなった。

感染対策においては、PCR検査体制の整備、医療機関の体制整備、民間ホテル等による宿泊療養所等の整備がなされ、令和2年12月には、ファイザー株式会社製の新型コロナウイルスワクチンが医薬品医療機器等法に基づく特例承認を受け、ワクチンの国内供給と予防接種に向けた体制整備が図られ、令和3年2月にワクチン接種（特定接種・集団接種）が開始されることとなり、新しい生活様式への変容とワクチン接種等による集団免疫の獲得を目指していくこととした。

### ② 町内における感染状況と対応

町内においては、令和2年3月以降は、大きな感染拡大状況は見られなかつたが、令和4年に入ると、北海道全体にまん延防止等重点措置が適用され、全国的な変異株（オミクロン株）の発生による感染拡大とともに町内においても急激に感染が拡大していった。この中で、2月から9月に渡って町内での集団感染が6回発生し、延べ1,428名の感染者が確認された。

感染対策においては、令和2年10月から町ホームページにて町内における新型コロナウイルス感染症の発生状況の発信を開始し、住民に対する情報共有と感染防止策の徹底を呼び掛けた。

令和3年5月からは、高齢者等の重症化リスクの高い方への集団予防接種を開始し、令和6年1月まで合計7回にわたり、住民に対する集団予防接種を実施した。

令和4年に入ってからは、町内での集団感染への対応として町内の社会福祉施設へ保健師を2名派遣し積極的疫学調査を進めるなど町における感染防止策を講じた。

### （3）国内感染期（第8波（令和4年11月頃）から小康期（令和5年5月頃）

#### ① 国及び北海道における感染状況と対応

国内の感染状況は、新たな変異株（オミクロンBA.5株）による新規感染者数の高止まりが続く中、令和4年9月26日以降は、国による「Withコロナに向けた政策の考え方」の方針に基づき、これまでの感染症法上に基づく発生届の対象者の変更（65歳以上の方、重症化リスクの高い方、入院を要する方、妊婦の方に限る）、軽症者の自宅療養、さらには、原則として新たな行動制限等は行わずに、医療機関等の負担軽減を踏まえて重症化リスクのある方に重点を置き、感染対策と社会経済活動の両立に向けた対応へ転換し、令和5年1月には、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類に引き下げる方針を決定した。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、国が新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付けたことを受け、政府対策本部が廃止され、北海道においても北海道感染症対策連絡本部に体制を移行した。

#### ② 町内における感染状況と対応

町内の感染状況は、町内の集団感染が収束を迎え、以降は急激な感染拡大は見られなくなったが、依然として予断は許さない状況にあり、町対策本部としては感染対策と地域経済活動の両立については厳しい状況が続いていると判断し、住民の安心安全を第一に町内の各種行事の中止の方針を継続した。

令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付けたことを受け、23回に渡り対策会議を行ってきた町対策本部を廃止し、感染対策については、引き続き、基本的な感染対策を住民に呼びかけ、予防接種については予防接種法上のB類疾病に移行することとなり、令和6年10月以降、季節性インフルエンザと同様に市町村が予防接種を実施することとなった。

### 第3節 町行動計画改定の目的

政府は、令和5年9月に開催した新型インフルエンザ等対策推進会議において、これまでの新型コロナウイルス感染症対応を振り返りと課題の整理を行い、政府行動計画について令和6年7月に平成25年の計画策定期から初めて抜本的な改正を行った。

具体的には、計画の対象となる疾患を、新型インフルエンザをメインとしたこれまでの計画から、新型コロナウイルス感染症やそれ以外の呼吸器感染症も含まれるものとし、また、各発生段階を準備期・初動期・対応期の3つの区分に分類し、医療体制の強化、物資の備蓄・供給体制、研究開発や人材育成等の準備期における取組の充実を図ることとした。

各発生段階における対策項目には、これまで6項目を規定していたところ、13項目へ拡大し、水際対策、ワクチン、治療薬・治療法、検査、保健、物資等の新型コロナウイルス感染症対応において課題となっていた事項を新設し、また、他の既存の項目についてもその内容を充実させることとした。

北海道においても、令和7年3月に、政府行動計画の改定を踏まえることはもとより、北海道における新型コロナウイルス感染症への対応の経験を振り返り、令和5年12月に取りまとめた「北海道における新たな感染症危機への対応の方向性」の内容を反映させるとともに、感染症の専門家や関係機関・団体はもとより、幅広い分野の有識者からの意見も反映して、北海道行動計画を改定した。

町においても、先般の新型コロナウイルス感染症への対応を振り返り、政府行動計画及び北海道行動計画の改定を踏まえることや地域の特性を踏まえた行動計画の抜本的な見直しを行い、新たな感染症等への対策の充実を図り、住民の生命及び健康、生活及び地域経済活動を守ることを目的に町行動計画の改定を行うこととする。

#### ■町行動計画改定のポイント

1) 平時の準備の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・平時からの訓練、物資の備蓄、中長期的には人材の確保・育成</li><li>・平時から不断の点検・改善を行い、必要に応じて町行動計画を抜本的に見直す</li></ul>
2) 対策項目の拡充と横断的視点の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・各発生段階を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて対策を記載</li><li>・対策項目の拡充・内容を精緻化し、町が担うべき対策項目について重点的に記載</li></ul>
3) 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策への切り替え	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器をも想定し、また、中長期的に複数の波がくることを想定</li><li>・状況の変化に応じて、住民生活や地域経済活動とのバランスのとれた柔軟かつ機動的な対策へ切り替える</li></ul>
4) DXの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の方針に基づき、予防接種事務のデジタル化を推進し、住民に対して速やかにワクチン接種を行うよう準備する</li></ul>
5) 実効性確保のための取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・町行動計画に沿った取組状況のフォローアップ</li><li>・概ね6年ごと、または、新たな感染症対応があった都度必要な事項を改定</li></ul>

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

---

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

---

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及びそれ以外の呼吸器感染症の発生そのものを阻止することやその発生時期を正確に予知することは現実的には困難であり、また、ひとたび世界中のどこかでそれらの感染症が発生すれば、いずれは日本国内への侵入も避けられず、住民の生命及び健康、住民生活及び社会（地域）経済活動にも大きな影響を与えることから、これらの対策を危機管理に関する重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

#### ■主な目的1：感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

#### ■主な目的2：住民生活及び社会（地域）経済活動に及ぼす影響を最小化する

- ① 感染拡大防止と社会（地域）経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会（地域）経済活動への影響を軽減する。
- ② 住民生活及び社会（地域）経済の安定を確保する。
- ③ 地域での感染対策等により、職場の人員確保や従業員の保健衛生管理に努める。
- ④ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び社会（地域）経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえると、新型インフルエンザ等対策は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、国・都道府県・市町村の各レベルで、発生の段階（準備期・初動期・対応期）や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

具体的には、国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしているが、北海道及び町においては、それらの基本的対処方針を受けて、地域の実情に合わせた新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行う必要がある。

対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

準備期の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、町及び企業における事業継続計画等の策定、住民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。</li></ul>
初動期の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。</li></ul>

対応期の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内や道内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。</li> <li>○ 国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、町は、国、北海道及び事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。</li> <li>○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</li> <li>○ 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。</li> </ul>
--------	---

### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### 1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目指とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

#### 2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前記1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

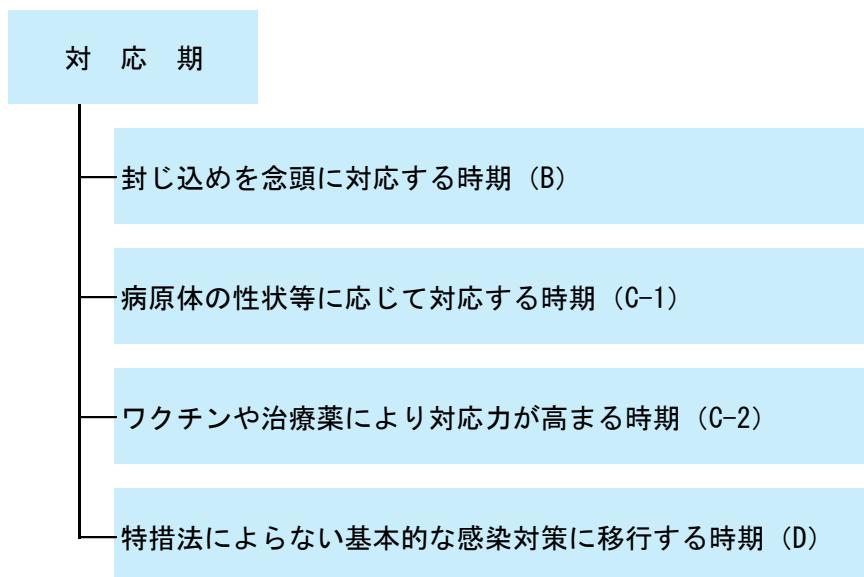
##### ○ 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピード

をできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

町の感染症危機管理体制としては、新型インフルエンザ等の国内外での発生の疑いを探知した際には、国や北海道が対策本部を設置する前であっても、状況に応じて町対策本部または関係部署による連絡調整会議を設置することとする。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。



#### ○ 対応期（B：封じ込めを念頭に対応する時期）

政府及び北海道における対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは、地域住民に対し基本的な感染対策を徹底するよう呼び掛け、また、感染症に対する正しい情報の周知に努め、地域における封じ込めを念頭に対応する。

#### ○ 対応期（C－1：病原体の性状等に応じて対応する時期）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、引き続き、個人単位での基本的な感染対策の徹底を呼び掛けるとともに、各事業所・学校・福祉施設・病院等への集団感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

#### ○ 対応期（C－2：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まり一時的に感染拡大状況が安定することが見込まれることから、住民生活や地域経済活動への影響も踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的なものへと切り替える。

ただし、集団感染の発生や病原体の変異により、状況が変化し対策を強化させる必要が生じる場合も考慮する。

○ 対応期（D：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

## 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町、国、北海道及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期すものとし、この場合においては、以下の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の（1）から（5）までの取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

#### （1） 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### （2） 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### （3） 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### （4） ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

#### （5） 国や北海道との連携等のためのDXの推進や人材育成等

国や北海道との連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

### 2 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。国及び北海道と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及

び健康の保護と住民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

#### (1) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

町は、国や北海道における科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせた適切なタイミングによる柔軟かつ機動的に対策への切り替え等への対応に対して必要な協力をを行う。

#### (2) 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

町、国及び北海道における新型インフルエンザ等対策にあたっては、住民等の理解や協力が最も重要であることから、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにし、特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し説明する。

### 3 基本的人権の尊重

町、国及び北海道は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとともに、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、また、社会全体として、新型インフルエンザ等に関する誤った情報の流布等についても、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる恐れがあることからも防止すべき課題として取り組む。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部及び北海道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、必要がある場合には、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう北海道に要請する。

### 5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

## 6 感染症危機下の災害対応

町は、国及び北海道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び北海道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、町及び北海道は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

## 7 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 第5節 対策推進のための役割分担

### 1 国等の役割

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進するとともに、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施により、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、自ら新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進や新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めるとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

令和7年4月に国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合して発足した国立健康危機管理研究機構（JIHS）においては、衛生研究所等や諸外国とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価、科学的知見の迅速な提供及び国への対策の助言と国民への分かりやすい情報提供・共有を担う専門組織として、政府・関係省庁と一体的に感染対策に取り組むものとする。

### 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### （1） 北海道

北海道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

## （2） 町

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## 3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、北海道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

## 4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## 5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

## 6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対

策を行う必要がある。

## 7 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）などの個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

---

### 第1節 町行動計画における対策項目等

#### 1 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び地域経済活動に及ぼす影響を最小化する」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものであり、政府行動計画及び北海道行動計画に基づき、町において特に重要な役割を担うこととされる以下の7項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取組を記載することとする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保

#### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

##### ① 実施体制

感染症危機は、住民の生命及び健康や住民生活及び地域経済活動に大きな被害を及ぼすことから、町においても国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。このため、必要に応じて独自に対策本部を設置する等の新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めることも検討し、政府対策本部及び北海道対策本部が設置された場合においては、特措法に基づく町対策本部を設置する。

##### ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発

生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、住民等、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、住民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行う。

### ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

このため、国や北海道が実施する広域的なまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置について、これに協力するとともに、地域内における業者や住民への周知等の必要なまん延防止等措置を実施する。

### ④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、町、国及び北海道は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

### ⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、健康観察、検査結果の分析及び管轄保健所への報告等の業務負荷の急増が想定されるため、平時から人員体制の構築、学校・福祉施設・医療機関等との連携等、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する必要がある。

### ⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全道的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な需要の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であり、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが必要となることから、平時から、各家庭における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、町対策本部においても、感染症対策物資等の定期的な備蓄状況の確認や補充等を行う。

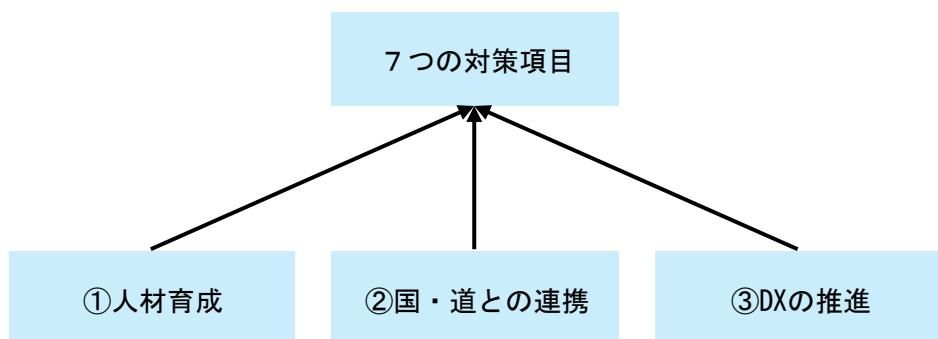
#### ⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、国や北海道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨し、事業者や住民生活・地域経済活動への影響に對しては、国や北海道が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討する。

### 3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項であり、新型インフルエンザ等の発生時のみならず、中長期的な視点に立って取り組むこととする。



#### ① 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組む。

地域の学校・福祉施設・医療機関等においても、国、北海道、関係団体等による訓練や

研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進める。

## ② 町、国及び北海道の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、北海道は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。市町村は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び北海道との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は北海道との連携、保健所と保健センター間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

## ③ DX の推進

国は、保健・医療分野における DX への取り組みとして、予防接種対象者の特定や予防接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めており、将来的には、新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

町においても、国の方針に基づき、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、保健・医療 DX に関する基盤整備や人材育成を推進していくこととする。

## 第3章 町行動計画の実効性確保等

---

### 第1節 町行動計画の実効性確保

#### 1 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は、政府行動計画について、概ね6年ごとに必要な見直しを行うこととし、同計画のガイドライン等の関連文書についても、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を統括庁が中心となって行うこととしている。ただし、上記の期間に関わらず、新たな新興感染症への対応が行われた場合は、その対応経験を基に政府行動計画を見直すものとする。

政府行動計画及び北海道行動計画が改定された際は、町行動計画も適宜必要な見直しを行い、実効性の高い行動計画の確保と継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

#### 2 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

新型インフルエンザ等への対策は、自然災害等への備えと同様に日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要であるため、医療機関や関係機関・団体、住民や事業者等が幅広く関係した新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図ることにより町行動計画の実行性を確保する必要がある。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

---

### 第1章 実施体制

---

#### 第1節 準備期

##### 1 目的

新型インフルエンザ等が発生する前の段階においては、全庁一体となった取組を推進するため、定期的に関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための研修や訓練を通じて課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化していく必要がある。

##### 2 所要の対応

###### （1）実践的な訓練の実施

北海道行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を定期的に実施する。

###### （2）町行動計画等の見直しや体制整備・強化

- ① 町行動計画を定期的に確認し、必要に応じて感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴いた上で見直しを行う。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人材の育成、人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画の策定に努める。また、地域内の各事業所・施設における業務継続計画の策定を支援する。
- ③ 新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成等を行う。

###### （3）国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町、国、北海道及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練に努める。
- ② 町、北海道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

## 第2節 初動期

### 1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがあることを検知した場合は、国が示す基本的対処方針に基づき、国及び北海道と連携し事態の適確な把握に努め、また、必要に応じて府内・地域内における連携体制を速やかに構築し初動対応を実施し、政府対策本部及び北海道対策本部が設置された場合においては、速やかに町対策本部を設置し初動対応を実施する。

### 2 所要の対応

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

- ① 政府対策本部及び北海道対策本部が設置された場合においては、町対策本部を速やかに設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。政府対策本部及び北海道対策本部が設置される前においては、必要に応じて府内・地域内における連携体制を速やかに構築し初動対応への準備を行う。
- ② 必要に応じて、第1節（準備期）の2所要の対応の（2）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

#### (2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施する。

### 第3節 対応期

#### 1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでその間の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、対策の実施体制を持続可能なものとする必要がある。

感染症危機の状況並びに住民生活及び地域経済活動の状況や、ワクチンの集団接種、事業所・施設等の集団感染及び変異株による感染の再拡大等の各対策の実施状況に応じて柔軟かつ機動的な体制を構築することで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### 2 所要の対応

##### (1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

###### ① 職員の派遣・応援への対応

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、北海道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ・ その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は北海道に対して応援を求める。

###### ② 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要な財源を確保し対策を実施する。

##### (2) 町対策本部の設置及び廃止

特措法第34条第1項に基づく緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、町対策本部を設置し、当該区域に係る緊急事態措置を適確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

また、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。ただし、特措法によらない任意の町対策本部はこの限りではない。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

---

### 第1節 準備期

#### 1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国が示す方針等を踏まえながら、住民等、町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた住民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について、あらかじめ整理しておく。

一方で、根拠のない批判・非難や過度な不安、偏見・差別、偽・誤情報などの根底にある原因や心理に働きかけるメッセージの発信やコミュニケーションの在り方について、検討を行う。

#### 2 所要の対応

##### (1) 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

###### ① 感染症に関する情報提供・共有

平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、住民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

また、情報提供にあたっては、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、北海道と連携の上、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

###### ② 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰しもが感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属組織、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや感染症対策の妨げにもなることなどについて、国及び北海道とも連携しながら住民へ啓発を行う。

###### ③ 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機においては、偽・誤情報の流布等による社会的混乱が生じ得ることから、住民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、国及び北海道とも

連携しながら住民へ啓発を行う。

④ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

(2) 北海道との感染状況等の情報提供・共有について

住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、北海道からの要請を受けて、必要な協力をを行う。

## 第2節 初動期

### 1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがあることを検知した場合は、感染拡大に備えて、住民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、その時点で国等から提供された科学的根拠等に基づく正確かつ必要な情報提供・共有を行い、感染対策への準備を促す必要がある。情報提供・共有を行う際は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努め、感染者等に対する偏見・差別等、偽・誤情報流布への対策等を実施し住民等の不安の解消等に努める。

### 2 所要の対応

#### (1) 新型インフルエンザ等発生初動期における情報提供・共有

##### ① 迅速かつ一体的な情報提供・共有

住民等に必要な情報提供・共有ができるよう利用可能なあらゆる情報媒体を柔軟に整備・活用する。また、住民等が等しく必要な情報を入手できるよう高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、北海道と連携の上、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

##### ② 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

##### ③ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染者等に対する偏見・差別等、偽・誤情報の流布等への対策を行い、住民等の不安の解消や地域内における感染対策の推進に努める。

#### (2) 北海道との感染状況等の情報提供・共有について

市町村は、住民にとって最も身近な行政主体として、準備期から引き続き、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援等に関し、北海道からの要請を受けて、必要な協力を行う。

### 第3節 対応期

#### 1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が自ら適切に判断し行動ができるよう、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努め、また、引き続き感染者等に対する偏見・差別等、偽・誤情報流布への対策等を実施し住民等の不安の解消等に努める。

#### 2 所要の対応

##### (1) 新型インフルエンザ等発生対応期における情報提供・共有

###### ① 迅速かつ一体的な情報提供・共有

住民等に必要な情報提供・共有ができるよう利用可能なあらゆる情報媒体を柔軟に活用する。

また、引き続き、住民等が等しく必要な情報を入手できるよう高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、北海道と連携の上、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

ワクチン接種や社会全体の行動変容等による集団免疫の獲得、病原体の変異による病原性や感染性等の低下が進み、国の方針に基づき、感染症対策が特措法によらない基本的な対策へ移行する段階においては、平時への移行に伴う感染対策の変化（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、住民等に不安をできる限り生じさせないよう丁寧に情報提供・共有を行う。

###### ② 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

初動期から寄せられた意見や住民等の関心が高い事項について把握し、双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの質の向上に努める。

###### ③ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

対応期から引き続き、感染者等に対する偏見・差別等、偽・誤情報の流布等への対策を行い、住民等の不安の解消や地域内における感染対策の推進に努める。

##### (2) 北海道との感染状況等の情報提供・共有について

市町村は、住民にとって最も身近な行政主体として、初動期から引き続き、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援等に関し、北海道からの要請を受けて、必要な協力を行う。

## 第3章 まん延防止

---

### 第1節 準備期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、限られた医療提供体制で対応できるよう、まん延防止策を講ずることで、感染拡大の規模やピークを抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

準備期においては、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、有事におけるまん延防止対策に対して最大限の協力を得えられるよう、平時から住民や事業者の理解促進に取り組む。

#### 2 所要の対応

##### (1) 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 町内公共施設、各事業所、学校及び福祉施設等のまん延防止策の徹底が求められる場所については、平時から換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ② 国または北海道によるまん延防止等重点措置に伴う町内各事業所への休業時短営業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による休業要請、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進に対して協力する。
- ③ 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、国、北海道、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び看護協会等の医療関係団体と連携を図る。

## 第2節 初動期

### 1 目的

準備期に引き続き、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、有事におけるまん延防止措置に対して最大限の協力を得えられるよう、平時から住民や事業者の理解促進に取り組むとともに、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがあることを検知した場合は、迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### 2 所要の対応

#### (1) 町内でのまん延防止対策の準備

新型インフルエンザ等が発生すると、各事業所、学校及び福祉施設等は、通常通りに業務を実施することが困難な状況となることが想定される。そうした中で、各施設において優先業務を実施するため、国からの要請を受けて、各施設における業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 1 目的

対応期では、封じ込めを念頭に対応する初期段階からワクチンや治療薬により社会的な免疫の獲得による安定期、最終的には特措法によらない基本的な感染対策に移行するまでの期間等、住民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する必要があることから、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことが求められる。

#### 2 所要の対応

##### (1) 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

###### ① 外出等に係る要請等

国及び北海道が実施するまん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことなどの要請に対して、地域の事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

###### ② 基本的な感染対策に係る要請等

国及び北海道が実施を推奨する換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組に対して地域の事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

##### (2) 事業者や学校等に対する要請

###### ① 営業時間の変更や休業要請等

国及び北海道が実施するまん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請や学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する施設管理者等に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請に対して、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

###### ② その他の事業者に対する要請

国及び北海道が実施する事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請、従業員への基本的な感染対策等の勧奨、または、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力の要請に対して事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

また、国及び北海道が実施する集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等の要請に対して施設の管理者等へ

の周知など、必要な協力を行う。

### ③ 学級閉鎖・休校等の要請

国及び北海道と連携し、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、国及び北海道が実施する学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等への要請に対し、こどもや保護者、地域経済活動への影響を踏まえ、小・中学校や住民への周知など、必要な協力を行う。

## 第4章 ワクチン

---

### 第1節 準備期

#### 1 目的

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に收めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、関係機関は、国や北海道の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を連携し新型インフルエンザ等が発生した場合には、国が認める新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な予防接種を実現するため、北海道や地域内の医療機関や事業者等と相互に連携し、平時から必要な準備を行う。

#### 2 所要の対応

##### (1) ワクチンの接種に必要な資材の確保及びワクチンの供給体制の構築

平時から予防接種に必要となる資材や地域のワクチンを取り扱う事業者及び医療機関と密に連携し、資材やワクチンの供給が限定された状況に備え地域内での供給体制の構築に努める。

##### (2) 接種体制の構築

接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から地域内の医療機関や事業者等との協力関係を構築する。

##### (3) 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。このため、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

##### (4) 住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 円滑な接種の実施のため、八雲町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 速やかな接種の実施のため、地域内の医療機関等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## （5）情報提供・共有

定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

## 第2節 初動期

### 1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合には、国が認める新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な予防接種を実現するため、準備期において構築した接種体制から速やかに移行し、予防接種を実施するための準備を行う。

### 2 所要の対応

#### (1) ワクチンの接種に必要な資材の確保及びワクチンの供給体制の準備

準備期において確認した予防接種に必要となる資材について適切に確保するとともに、ワクチンについては、国及び北海道と連携し地域内における需要量を適切に把握し、ワクチンを有効的かつ効率的に確保する。

#### (2) 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など接種体制の構築を行う。接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師、法令上可能なその他の医療技術者に接種を行うよう要請することを検討する。

### 第3節 対応期

#### 1 目的

初動期に構築した接種体制に基づき、速やかにワクチンの接種を実施する。対応期においては、ワクチンを始めとする予防接種資材の確保・管理、予防接種の周知、予防接種会場の運営、被接種者の接種記録の管理、健康被害等の把握、感染期間が長期化した場合の予防接種体制の維持等の柔軟に対応を行う必要がある。

#### 2 所要の対応

##### (1) ワクチンや接種に必要な資材の確保

初動期に引き続き、ワクチンや接種に必要な資材の確保について、地域内の事業者等との調整を行い、計画的に調達する。

##### (2) 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき、速やかにワクチンの接種を実施する。

##### (3) 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### (4) 住民接種

###### ① 予防接種体制の構築

国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、速やかに具体的な接種体制の構築を進める。

###### ② 住民に対する情報提供・共有

住民に対し予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について周知・共有を行う。

###### ③ 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて町内公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、庁内関係部局や地域内の医療機関等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

###### ④ 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

⑤ 健康被害に対する対応

予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

⑥ 国に対する接種に関する情報提供・共有

予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行う。

## 第5章 保健

---

### 第1節 準備期

#### 1 目的

感染症有事において速やかに対応ができるよう、準備期から八雲保健所と連携し情報共有を行っていく必要がある。地域内においては、平時の業務から地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在であることを意識し、医療機関等の関係団体との関係を構築していく。

また、中長期的には、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の確保・育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行う等の準備を進めていく必要がある。

#### 2 所要の対応

##### (1) 八雲保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、新型インフルエンザ等発生時に備え、平時から八雲保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

##### (2) 人材の確保・育成

感染症有事においても、住民が安心できる体制を構築するため、継続的な医療職（保健師等）及び医療関係者の確保・育成に努める。

## 第2節 初動期

### 1 目的

感染症対策において速やかに対応ができるよう、準備期から引き続き八雲保健所と連携し情報共有を行っていく必要があり、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、住民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

### 2 所要の対応

#### (1) 有事体制への移行準備

八雲保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、北海道からの要請を受けて必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

#### (2) 住民への情報提供・共有の開始

国において国内外での新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生状況を把握した場合は、当該感染症の特性や有効な感染防止対策等の住民に対して行うリスクコミュニケーション等に必要な情報提供・共有を行う。また、必要に応じて、国や北海道が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & A等の公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

### 第3節 対応期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時においては、初動期から引き続き八雲保健所と連携し情報共有を行っていくとともに、具体的な要請を受けて必要な協力をしていく。

感染症対策として、リスクコミュニケーション、予防接種等を継続している中、八雲保健所からの要請があった場合においては、北海道が実施する住民に対する健康観察や生活支援等の協力をを行い、地域における感染拡大のリスクを低減する。

#### 2 所要の対応

##### （1）有事体制への移行

八雲保健所が感染症有事体制を確立するにあたっては、北海道からの要請を受けて必要な協力をを行う。

##### （2）健康観察及び生活支援

- ① 北海道からの要請を受けて、北海道が実施する健康観察に必要な協力をを行う。
- ② 北海道からの要請を受けて、北海道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力をを行う。

##### （3）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

北海道と連携し、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

## 第6章 物資

---

### 第1節 準備期

#### 1 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるように努める。

#### 2 所要の対応

##### （1）感染症対策物資等の備蓄等

町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。併せて、消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進める。

##### （2）福祉施設・医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

地域内の福祉施設・医療機関等に対し、必要に応じて必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼びかける。

##### （3）感染症対策物資等を取り扱う地域内事業者への呼びかけ

感染症対策物資等を取り扱う地域内事業者に対し、必要に応じて有事の際の安定供給に向けた体制の整備と供給元の確保を呼びかける。

##### （4）住民等への感染症対策物資等の備蓄の呼びかけ

自然災害と同様に、新型インフルエンザ等発生時には、買いだめ等による一時的な感染症対策物資等の供給不足による混乱が生じうることから、住民等に対し、平時からの備えを定期的に呼びかける。

## 第2節 初動期

### 1 目的

初動期においては、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

準備期から引き続き、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるように努める。

### 2 所要の対応

#### (1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

準備期から引き続き、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

#### (2) 福祉施設・医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

準備期から引き続き、地域内の福祉施設・医療機関等に対し、必要に応じて必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼びかける。

#### (3) 感染症対策物資等を取り扱う地域内事業者への呼びかけ

感染症対策物資等を取り扱う地域内事業者に対し、準備期から引き続き、必要に応じて有事の際の安定供給に向けた体制の整備と供給元の確保を呼びかける。

#### (4) 住民への感染症対策物資等の確保への呼びかけ

初動期においては、買いだめ等による一時的な感染症対策物資等の供給不足による混乱が生じうことから、国や北海道による感染症対策物資等の安定供給対策が図られることを住民等に周知し、地域内における感染症対策物資等の安定供給に努める。

#### (5) 感染症対策物資等の緊急配布

感染症対策物資等の供給状況に応じて、初動期における感染拡大防止のため、独自に感染症対策物資等を調達し、住民へ緊急的に配布する等の対応を検討する。

### 第3節 対応期

#### 1 目的

対応期においても、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

初動期から引き続き、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、必要な感染症対策物資等が確保できるように努める。

#### 2 所要の対応

##### (1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

初動期から引き続き、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

##### (2) 福祉施設・医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

初動期から引き続き、地域内の福祉施設・医療機関等に対し、必要に応じて必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼びかける。

##### (3) 感染症対策物資等を取り扱う地域内事業者への呼びかけ

感染症対策物資等を取り扱う地域内事業者に対し、初動期から引き続き、必要に応じて有事の際の安定供給に向けた体制の整備と供給元の確保を呼びかける。

##### (4) 住民への感染症対策物資等の確保への呼びかけ

初動期から引き続き、買いだめ等による一時的な感染症対策物資等の供給不足による混乱が生じうことから、国や北海道による感染症対策物資等の安定供給対策が図られることを住民等に周知し、地域内における感染症対策物資等の安定供給に努める。

##### (5) 感染症対策物資等の緊急配布

感染症対策物資等の供給状況に応じて、初動期における感染拡大防止のため、独自に感染症対策物資等を調達し、住民へ緊急的に配布する等の対応を検討する。

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

---

### 第1節 準備期

#### 1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により住民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があることから、自ら必要な準備を行なながら、事業者や住民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨し、新型インフルエンザ等の発生時に住民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 2 所要の対応

##### (1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等の発生時に、住民生活及び地域経済活動への影響に関する情報収集を行い、また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、地域内外の関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

##### (2) 支援の実施に係る仕組みの整備

国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

##### (3) 物資及び資材の備蓄

① 町行動計画に基づき、感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

##### (4) 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、北海道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

##### (5) 火葬体制の整備

地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 第2節 初動期

### 1 目的

国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や住民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、住民生活及び地域経済の安定を確保する。

### 2 所要の対応

#### (1) 事業継続に向けた準備等の要請

北海道が実施する事業者への従業員の健康管理を徹底、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止の要請について、地域内の事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

#### (2) 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

住民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の住民生活との関連性が高い物資又は地域経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、地域内の事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

#### (3) 遺体の火葬・安置

北海道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起った場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 1 目的

国及び北海道と連携し、準備期での対応を基に、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行い、住民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を行う。

#### 2 所要の対応

##### (1) 住民生活の安定の確保を対象とした対応

###### ① 心身への影響に関する施策

国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

###### ② 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

###### ③ 教育及び学びの継続に関する支援

国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、子どもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、子どもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。

###### ④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 国及び北海道と連携し、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 国及び北海道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 国及び北海道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ・ 国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

##### ⑤ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 北海道を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・ 北海道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

#### (2) 地域経済の安定の確保を対象とした対応

##### ① 事業者に対する支援

北海道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講ずる。

##### ② 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

#### (3) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

北海道と連携し、本節の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び地域経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討する。

## 用語集

用語	内容
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。 ※薬機法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急承認	薬機法第14条の2の2第1項等に規定する医薬品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品（以下この項において「医薬品等」という。）の承認制度。国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病がまん延している状況等において、当該疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品等であり、かつ、当該医薬品等の使用以外に適切な方法がない場合であって、当該疾病に対する効能又は効果を有すると推定される医薬品等を承認するもの。
緊急物資	特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。

用語	内容
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。

用語	内容
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHSから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
特例承認	薬機法第14条の3第1項等に規定する医薬品等の承認制度。国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病がまん延している状況等において、当該疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品等であって、外国（我が国と同等の水準の承認制度等を有している国として政令で定めるもの）での販売等が認められているものを承認するもの。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通して光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
薬事承認	薬機法第14条等の規定に基づき、医薬品等について厚生労働大臣が品目ごとにその製造販売について与える承認。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

用語	内容
予防接種事務のデジタル化	令和8年6月から順次全国の自治体において展開され、紙ベースの予診票や接種記録を、マイナポータルなどを活用したオンラインシステムで管理・連携する取り組み。自治体、医療機関、住民の間の情報共有がスムーズになり、医療現場の負担軽減、接種記録の正確性向上、住民の利便性向上が期待される。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
DX	Digital Transformationの略。最先端のデジタル技術を企業や行政などに広く浸透させることで、人々の暮らしをより便利で豊かなものへと変革すること。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reactionの略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。

## 八雲町新型インフルエンザ等対策行動計画

<<改定版>>

発行日： 令和 年 月

発行・編集： 八雲町保健福祉課

〒049-3117 北海道二海郡八雲町栄町 13 番地 1

八雲町総合福祉施設シルバープラザ内

電話：0137-64-2111 FAX：0137-63-4411